（別紙１）

受 注 者　各位

県土整備事務所長名

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

今回改定された令和７年３月１日から適用の公共工事設計労務単価は、令和７年３月の同単価から、全国平均で６．０％（福岡県７．１％）の引上げを行ったものです。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して技能労働者の賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続されることが重要と考えています。

つきましては、設計労務単価の引き上げを踏まえ、受注者と下請業者との間で、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ価格での下請契約を締結されるとともに、雇用している技能労働者への適正な水準での賃金支払いをお願いします。